

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	認可地縁団体印鑑登録廃止申請	
根拠条例等・条項	堺市認可地縁団体印鑑規則第7条	
所 管 課	市民生活 部	市民協働 課
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けている者</li> <li>・登録申請しようとする認可地縁団体の代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人、清算人</li> <li>・認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときもしくは印鑑を亡失したとき</li> <li>・申請書に登録認可地縁団体印鑑を押印すること</li> </ul>	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	